

C 調整池廃止申請書

公文書開示請求書

平成22年 10月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿

住所(居所)

899-4201 霧島市霧島田口2703番地99
氏 名

中村満雄

電話番号 0995 (64) 8922

鹿児島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>請求に係る公文書の名称等</p> <p>〔請求に係る公文書が特定できるように、公文書の名称又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。〕</p>	<p>霧島市霧島永水トンダに建設中のゴルフ場について、(株)キリシマは防災施設として必要な調整池について平成8年3月11日、C調整池の廃止申請を行い、平成9年7月14日にその承認を受けております。C調整池上位に位置するコースの樹木伐採は終わっており、現在裸地同然です。洪水防止施設として重要な意味を持つ調整池の建設がなぜ廃止されたのか、不可解な面があります。(株)キリシマより申請されました廃止申請文書、及び、鹿児島県がそれを了承した文書の開示を申請します。</p>	
開示の実施の方法	文書・図画	■ 写しの交付
	電磁的記録	
写し等の交付の方法		■ 郵送による交付

注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

2 「開示の実施の方法」欄及び「写し等の交付の方法」欄は、記入せずに提出することができます。その際は、後日、別途、開示実施方法申出書により申し出てください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 担当
備 考	

林地開発変更許可申請書

平成8年3月11日

鹿児島県知事 土屋 佳照 殿

住 所 国分市敷根141番地

氏 名 株式会社 キリシマ

代表取締役 鎌田 善政

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日及び番号	平成5年 3月 1日 指令森保第 18号
変更の理由	平成5年度の異常降雨と台風等による災害発生に鑑み、許可時の水路部暗渠方式を現況水路のまま開水路として活用するため、コース及び調整池等の一部レイアウトの変更を行いたい。
変更後の開発行為に係る森林の所在場所	鹿児島県始良郡霧島町永水トンダン3584番地1 外242筆
変更後の開発行為に係る森林の土地の面積	5 1 . 6 8 0 1 h a (変更後) 5 4 . 9 9 8 7 h a 変更前)
変更の内容	コースの変更、調整池の変更、用途廃止財産払下げによる表示登記及び所有権の変更、及び工期の変更、以上の変更に伴う詳細の変更
変更完了予定年月日	平成 9年 6月3 0日

注1. 計画の変更により開発行為に係る区域が拡大(又は縮小)する場合に当該所在場所、面積を記載、位置図及び区域図を添付すること。

2. 当該変更に係る計測書及び図面並びにその他必要な書類を添付すること。

1. 変更の理由（詳細）

当該開発区域のほぼ中央に位置する現況水路は、許可時においてコース計画盛土下となっており、暗渠方式による排水施設計画がなされていたが、平成5年度の異常降雨と台風による災害で水路沿い地山崩壊が発生し、立木及び土砂の流出があり、水路の排水機能が一時的に阻害された状況となった。この状況より、現計画の暗渠方式では、立木及び土砂の流れ込みで通水部の閉塞伏態も予測され、閉塞により溢水し、盛土部が崩壊する二次的災害発生の要因ともなりかねない点と、将来的管理面からも現況水路を開水路として活用することが望ましいとの判断から、現況水路に係わるコースレイアウトの変更をせざるを得ないとの結論にいたりました。

2. コースレイアウト変更について

前述より、現況水路上流側NO. 2ホールとNO. 4ホールと下流側NO. 16ホールについて検討を行った。

イ. NO. 2ホールは、ティー位置は、さほど移動しないが、暗渠郭を避けるためグリーン位置が、大巾に右側に移動せざるを得なかった。

ロ. NO. 4ホールは、暗渠郭を少しでもなくすため、谷越えのコースとして計画を変更した。

ハ. NO. 16ホールは、ロングホールであったが、切土量を減らすためショートホールとして計画を変更した。

ニ. イより、グリーン位置の移動により、NO. 10ホールのグリーン位置をティー寄りへ大巾に移動せざるを得なくなった。

ホ. ニ. によりNO. 10ホールがロングホールのため、ティーの位置をクラブハウス寄りに移動させた。

ヘ. ホ. によりNO. 18ホールのグリーン位置を変えざるを得なくなり、練習場を廃止し、NO. 18ホールコース計画を新たに行った。

ト. ハ. より、NO. 16ホールがロングホールからショートホールとなったため、それに暗渠郭を避けるためNO. 17ホールを谷越えのロングホールとして計画の変更を行った。

※ 以上より、水路に係わる3ホール（NO. 2, NO. 4, NO. 16）のレイアウト変更により、変更計画では、NO. 10ホール, NO. 17ホール, NO. 18ホールの変更も踏まえて6ホール分の変更となりました。

3. 調整池の変更について

2. コースレイアウト変更により、流域界の一部変更が生じるため許可時のA流域界及びB流域界についての調整池変更協議を行う。

イ. A調整池については、流域の見直しと平面形状が変わるために変更を行う。

ロ. B調整池については、流域界の見直しにより変更を行う。

ハ. C調整池の廃止についてはA流域とC流域は同一流域であったこと、又レイアウトの変更により旧C流域の開発部分が減少し、残置森林が多くなったため、旧C流域域造成部の流入をA調整池で調整し放流することとし、C調整池は廃止する。なお旧C流域で残置森林部とNO. 17ホール（変更レイアウト）で造成盛土法面部2ヶ所のみが直接放流となるが、許容放流量において、総量規制をかけ、A調整池でオリフィスを絞ることで、河川課との事前協議にて一応の丁承を得ております。又旧C流域の残置森林部（自然池）については、将来に亘り、造成を行わないことを前提としております。

変更指令森保第4号

株式会社キリシマ

平成8年3月11日付けで申請のあった林地開発変更許可申請については、森林法第10条の2第2項及び第4項の規定により別紙条件を付して許可します。

平成9年7月14日

鹿児島県知事
須賀健郎



記

開発行為に係る森林の所在場所	始良郡霧島町永水トンダン 3584 番地 1 外 242 筆
開発行為に係る森林の土地の面積	51.6801ha (変更前の面積 54.9987ha)
開発行為の目的	ゴルフ場造成
教示	<p>この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農林水産大臣に対して審査の請求をすることができます。(ただし、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときには、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。)</p> <p>なお、この審査請求は正副2通を提出してください。</p>

許 可 条 件

- 1 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- 2 開発行為は、申請書及び添付書の内容に従って行うこと。
また、開発行為の計画を変更するときには、許可の変更申請を行うこと。
- 3 開発行為に着手したときには、遅滞なく知事に届け出ること。
- 4 表に示す主要防災施設の工事を先行し、これが完了したら、知事に別紙「主要防災施設工事完了申出書」を直ちに提出し、県の完了確認を受けなければならない。

主要防災施設	容 量	連 用
A 調 整 池	68,028 m ³	オフィス : (0.920×0.920)
B 調 整 池	5,248 m ³	オフィス : (0.300×0.300)

- 5 開発行為を中止又は廃止したときには、遅滞なく知事に届け出て、知事の指示による防災措置等を講じ、県の確認を受けること。
- 6 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときには、速やかに知事に届け出ること。
- 7 開発行為の施行中に災害が発生、又は発生するおそれがある場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。周辺の農地、山林、里道、水路等に土砂等が流入しないよう細心の注意を払うとともに、万一そのような事態が発生した場合には、開発行為者において責任をもって対処すること。
- 8 切土、盛土又は捨土をする場合には、下流に対する安全を十分に確認し、降雨時、強風時、台風襲来時、又は融雪時には工事を行わないこと。
また、降雨時、強風時、台風襲来時、又は融雪時には、施工途中の切土、盛土又は捨土が、流出又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- 9 盛土及び捨土は、30センチメートルないし、40センチメートルごとに十分締固めを行うこと。
- 10 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ち等を行うこと。
- 11 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
開発行為に起因する苦情その他の諸問題については、開発行為者が責任をもって適切に対処すること。
- 12 6 か月ごとに、開発行為の施行状況について、知事に報告書を提出すること。ただし、知事が必要と認めるときには、随時報告書を提出すること。
- 13 県が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 14 開発行為を完了したときには、遅滞なく知事に届け出るほか、県の完了確認を受けるものとする。また、県の職員による完了確認が終了するまで供用を開始しないこと。